

社会福祉法人 静岡福祉会 評議員及び役員に関する規程

(目的)

第1条

この規則は、社会福祉法人静岡福祉会（以下「法人」という）の定款第6条及び第8条並びに第21条に規定する評議員選任・解任委員並びに評議員、理事、監事の報酬及び費用弁償等に関する事項を定めるものとする。

(評議員選任・解任委員の費用)

第2条

評議員選任・解任委員会運営細則第9条に規定する費用は、別表に規定する額を支払う。

(評議員、理事、監事の費用)

第3条

評議員及び理事・監事が、理事長の命を受け法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表に規定する報酬及び費用弁償を支払う。

(出張費用)

第4条

第1条に規定される者が、法人業務のため出張する場合の旅費及び宿泊費は実費を支払う。

(評議員の年齢制限)

第5条

定時評議員会開催日時点において、満80歳に達している評議員は、再任してはならない。また、任期中の評議員が満80歳に達した場合は、当該年度末までに選任・解任委員会を開催し、解任しなければならない。

(理事及び監事の年齢制限)

第6条 定時評議員会開催日時点において、満80歳に達している理事・監事は、再任してはならない。

(施行)

第7条 この規則は、2025年4月1日から施行し、旧規程は廃止する。

別表

- 1, 役員が施設職員として勤務する場合、以下の費用は支給しない。
- 2, 上記の場合の給与等は、職員給与規定に準ずる。

1人あたりの役員報酬額

名称	報酬額	支給方法
評議員選任・解任委員	なし	なし
理事長	年額 300,000円	毎年度末に、銀行振込で支払う。 振込額は源泉徴収後の金額とする。
理事	年額 60,000円	
監事	年額 80,000円	
評議員	年額 10,000円	

1人1日あたりの費用弁償額

名称	費用弁償額	支給方法
評議員選任・解任委員	3,000円	業務執行の都度、現金で支払う。
評議員		
理事長		
理事		
監事		